

申し上げました科学技術情報センター設置に関する経費といたしまして七千円でございます。これは民間出資、または寄付金七千万円を期待いたしまして、一億四千万円の事業量において第一年度発足いたしたいと考えております。なお、情報センターは三ヵ年計画で立法過程に関する情報活動が一応整備ができるような計画で、事業を進めたないと考へておるものでござります。次の科学技術アタッシュの派遣でござりますが、科学技術庁では、従来アメリカとイギリスに計三名アタッシャを派遣しておりますが、今回はドイツに一名アタッシャを派遣したいという経費が計上されております。これは外務省在外公館の経費として計上されることになつております。以上、科学技術振興費といいたしましては、九千三百万円何がしかのものが一億四千八百三万五千円になつたわけでございます。

次に(二)の原子力平和利用研究促進関係を申し上げます。内訳といいたしまして日本原子力研究所分でござりますが、前年度七億一百万円ほどありますたものが、今回は四十億七千八百二十三万九千円と、三十三億七千六百四十三万一千円の増になつております。ほかに、国庫債務負担行為額といいたしまして十五億四千万円が計上されております。

次に、原子燃料公社分でございますが、前年度一億円のものが六億五千八十七万二千円と、五億五千八十七万二千円の増になつております。ほかに、

千円の増でござります。ほかに国庫債務負担額といたしまして、一億二千万円が計上されております。

また、原子力平和利用研究の委託でございますが、これは民間に委託いたしまして、政府としてやれないような問題で、民間に委託するのが適当であるというようなデータに関して委託する経費でございますが、これは新たに八千百万円が計上されております。この分といたしまして国庫債務負担額が二億円計上されております。

(v)といたしまして、国立試験研究機関等の試験研究、これはやはり各省庁の国立試験研究機関として原子力関連技術の育成に寄与するような研究をやっているところに、いろいろな試験研究をやっていただく經費が計上されておるのでありまして、前年度二億九千四百七十三万五千円ありましたものが、三十二年度は五億三千六百二十四万五千円と、二億四千五百一十一万円の増になつております。ほかに国庫債務負担額といたしまして二億六千万円が計上されております。次に、放射線総合医学研究所分でございますが、次の付属機関の拡充整備のところに歳計してありますので、説明を省略させていただきます。

四番目の付属機関の拡充整備の経費といたしまして、内訳を申し上げますと、航空技術研究所でございますが、航空技術研究所は、設立以来第三カ年の増でございます。これは遷音速風洞と申しまして、音速に近い早さで動き

ます風洞の建設が主となっている経費でございます。ほかに国庫債務負担行為が十四億八千万円ついて、新規増員として三十五名が認められております。

(b) いたしまして、金属材料技術研究所でございますが、これは昨年発足いたしまして、前年度は一億円でございましたが、三十二年度は二億一千三百八十九万四千円でございまして、一億一千三百八十九万四千円の増となつております。新規増員が四十名、ほかに常勤五名がついております。

(c) いたしまして、放射線総合医学研究所でございますが、これは先刻御説明いたしましたよ^うな放射線の障害、予防その他治療面の研究を総合的に行う研究所といたしまして、設置を予定いたしているものでございます。予算といたしましては一億四千三百五十七万一千円、ほかに国庫債務負担行為といたしまして四億五千万円が計上されて、新設定員としては四十名が認められております。

(d) いたしまして、株式会社科学研究所でございますが、これは従来いわゆる株式会社科学研究所法といふものに基きまして、政府が出資することになつていただけであります。前年度は一億円出資をいたしましたが、三十二年度は五千万円増の一億五千万円ほど出資することになつております。この分は大蔵省政府出資金に計上されております。

國として、その他一般行政関係を申し上げますと、資源総合利用方策等の調査に関しましては、事業量の若干の変動に基きまして、前年度の千四百五十一万四千円が千四百十萬九千円と若

干減をしております。なお、新しいテーマといたしましては、研究管理方式の調査を進めることになつております。

(b)といたしまして、試験研究機関研究方策促進調査費、これは科学技術庁設置の際に、国会で設置方式の御審議の際の付帯決議といたしまして、政府は中央、地方を通じ、試験研究機関の実態を調査し、あわせて特許行政機構について調査をして、拡充整備の方途を研究せよという付帯決議がありますので、それに基きまして、昨年度は主として国立試験研究機関の実態調査をいたしましたが、来年度は公設研究機関を対象といたしまして、前年度同額の六十一万一千円が計上されました。(2)の技術士制度の創設でございますが、これは国家試験を行います経費、あるいは登録に要します経費、これを合せまして、わずかでございますが、十五万円ばかりつけました。

④の科学技術広報啓発の経費、これは前年度と同額でございますので、これをお省きます。

(f)の国会図書館支部開設の費用として、二十五万円についております。これは国会図書館支部を開設するためいろいろ調査する費用も入っておりま

す。

(h)といたしまして、国際会議及び海外調査費、これは百八十六万三千円でありまして、科学技術専門研究機関、航空技術研究室などのもの及び国際会議に若干出ますので、エカフエなんか

(矢)は、原子力委員会及原子力局関係でございまして、原子力委員の非常勤の方が一名常勤になつて、いたがくための経費、一般職員十名増、その他を折込んだ経費でございます。

貲、事務費等の説明は省略いたしました
す。

関係予算をいたしましては、前年度十八億一千七十四万円が七十二億四千三百三十三万円となりました。

億三千三百三十九万四千円の増でござります。

係予算の集計が計算してございます。

て、歳出予算といたしまして六十億、それから国庫債務として三十億、計九

の内訳を御説明したものであります。

○委員長(松澤兼人君) 何か御発言ございませんか。……委員長からちよつ

とお尋ねいたしますけれども、この提出予定法案ですけれども、これは内容について大体わかつたのですけれども、これは内容

○政府委員(原田久君) これは日が少し前だったのですから、印刷で未定早くて、大体いつごろ出るかというような見通しはないのですか。

になつておりますが、御説明を申し上げます。第一の日本科学技術情報センターフラスにつきましては、この二十六日までに出したい。二番目の技術士法案と原子炉等の規制に関する法律案、放射線障害防止法案につきましては、三月五日までに提出するよう取り運びたいと考えております。

○大竹平八郎君 長官に向よつと論括的なことをお尋ねしていいですか。

○委員長(松澤兼人君) エネルギーの問題でござりますか。

○大竹平八郎君 今の問題を中心にして、結局エネルギーの関係になりますが、あとにしますか。

○委員長(松澤兼人君) それでは公報でお知らせいたしましたように、これよりエネルギー対策の問題に入りたいと思いますが、実はその前に経済企画庁長官及び科学技術庁長官としての宇田国務大臣に対する総括的な質問が残つておりますので、それを先にいたしますことにいたしましてよろしくどうぞ

いますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) さよう取り

計らひます。

係のものが九十億にも達しておりますが、これで私どもといたしましては、まだこの原子力問題というものがなかなか一般的に食い込んでいない。ことに原子力問題になりましては、日本人はむしろ恐怖的な問題が先入主されているようなきらいが多いのであります。それでこういう膨大な予算を取つておるのでありますから、しかしこれはまた、技術者の方面から言うならば、対アメリカ等比較すれば、問題にも何らぬとおっしゃるかもしれませんがあが、とにかく日本の今の財政程度において、これだけ取つてゐるということは、これは大へんなことなんであります。それが一般に利用せられるような状況になる見通しといふのは、一休政府にとりましては、いつごろを大体年度としてお考えになつてゐるのか、その点を一つお聞きしたいのであります。

それに基いて、できるだけ早くイギリスのタイプの輸入のための原子力委員会の考え方を、取りまとめてもらいたい、こういう希望がついております。その希望の中に特に重要な点が二つばかりあります。それは日本の地震に対する危険予防についての技術的な見通しはどうか、これが一点、そのほかに採算ベースについて、いま少し研究をするべきではないか、こういうことが二つ取り上げられております。そのほかに二、三點研究しなければならぬ点があるのだということも書かれてあります。それで、その報告書はいつでもお手元に差し上げたいと思っております。そういうわけでただいまのところ、発電を中心とした動力炉を輸入することにつきましては、疑問点が二、三あるから、それで新しくその疑問点をただすためにミッションを、調査団を派遣すべきである、そういうことが石川報告に特に掲げられております。それで、政府といたしましては、コールダー・タイプの炉を原子力委員会のそのただいま申し上げました報告に基いて、ことしはただいま申し上げましたような疑問点をただして、そしてこれをわが国に輸入することが可能であるかどうかということを確實にしたい。それがために調査団を派遣をすると、こういうのが基本方針であります。そのほかに、先般アメリカからウエスティング・ハウスのニコルスと申します。その人が来ておりまして、そしてそれが御承知のヤンキー・タイプといふものを紹介したいと、こういふことを言つてきました。それの内容は新聞紙等によつて發表しておりますが、しかし、

自分たちは直接それを技術的に検討する機会はありませんから、それについてもあわせて調査団を派遣すべきである、その調査団の任務は、必ずしもヤンキー・タイプに限るわけではなくて、そこにはに数件われわれのところへこの調査を希望する旨を申し込んでいる点がありますから、その点もあわせて研究して、そして日本にこの主として原子力の発電の設備をどういうタイプのものを入れるのがよろしいか、そしてそれによるところの採算がどうなるかなど、ことの研究に入りたい、これが一つあります。

そのほかにもう一つは、アイソotopeの利用の問題がありまして、アイソotopeの利用は、もうだいぶ改訂されたことの中にその意味も含まれておったかと存じますけれども、アイソotopeの利用は、もうだいぶ改訂中の、このアメリカとの協定の改訂の中にもその希望をもつて濃縮ウラン、あるいはその他のものを日本に何グラムか分けてもらいたいということの希望は持つて、ただいま外交交渉を始めようといたしております。

○大竹平八郎君　いま一つお尋ねしたいことは、これが大衆的にも理解されて、そして実際産業の上に、これが大幅に使われるというようなことになつた場合に、これはまあ第一の大きな産業革命とも言われると思うのであります、が、これについての影響等については、どうお考えでありますか。

○國務大臣(宇田耕一君)　アイソotopeは、もうたいたいまも御承知のように、各方面で非常に利用されておりまして、医学の方面、それからその他繊維工業、いろいろの方面でこれはもう非

常な広範囲に使われておりますから、これの需要する分量は、もう年々急激に増してくると思っております。たゞいまでも、御承知のような輸入がだんだんとある状況であります。従つて、われわれはもうことしの六月から稼働いたしまするウオーターコーラー型の実験炉、あるいは年末から来年の春へかけて動き始めますところのCP-15の実験炉等の中から出てくるいろいろのプルトニウム等につきましては、研究所で研究をするかたわら、一方のはじから、それは産業界にこれの応用を、連絡をして持ち込みたい、こういうことは考えております。それはアイソトープの国民経済ないし産業界、その他の利用ということであります。そうしてそれはもうただいま引き続きやつておりますから、その点につきましては、分量がだんだんふえてくる傾向である。そしてまた、日本独特のその間に技術の発達、発明が行われつつある、われわれの手元で世界に、いろいろ研究、実験をやっております。報告も來ている部分もあります。

そのほかに、ただいまアイソトープの利用の面のほかに問題になつていてるのは、何といつてもやはり発電用の動力炉を輸入するかどうか、発電はいつから可能であるかどうかということであります。発電の可能の時期はまだま申し上げましたように、英米に対するミッショントを今年送ります。送りましたその報告に基いて、その報告の中には当然もしこちが注文をいたしました場合には、何キロの発電機械が、いつ注文すればどれくらいの歳月で日

○近藤信一君 クリスマス島の実験について、日本政府から反対の申し入れをされました。が、それに対するイギリスの回答は、これは平和のために、これをやることが平和のために貢献するのだと、こういうような回答がなされておると思うのですが、大臣はその点どのように考えておられますか。

○國務大臣(宇田耕一君) それは外務省を通じてイギリスに、このわれわれの実験禁止を提案しておることが、自分たち閣僚全部の考え方であつて、その点については、全然私には意見の違ひはありません。それで実験を中心すべきであるとただいまも考えております。

所得が八兆千八百億円になる。就業者数は四千三百三十四万人になる。こういう数字を御説明になつたものと思つております。そいたしますと、現在の従業者数はどのくらいであるか、また、十ヵ年計画等を考えておられるようですが、その計画はどういうふうになつておるか。また、それをとられた基礎になる数字はいつを考えられて、どういうことを考えられておるのか、その点につきまして御説明を願います。

といいますと、国民所得におきまして
七ないし八%の年々の伸び率を期待し
たい。七ないし八%の国民所得の伸び
率を期待いたしました場合には、現在
の生産年令人口なし労働力人口を前
提とする、あるいはこれから年々
の、このわれわれの推定するところの
生産年令人口なし労働力人口からい
たしますと、約十力年で所期の目的が
達成し得るものであると、こういうふ
うに考えております。その基本の目安
とするところは、国民所得の七ないし
八%の伸び率は、日本の経済にとって
非常な大きな重荷にならなくて、そし
てその伸び率は可能な数字であると、

度の国民經濟の伸び、特に國民所得の伸びの実情から見て、われわれは國民の負担に耐え得る、均衡のとれた經濟拡大の中に、生活水準の向上と、そして完全雇用の達成をいたしたい。こういう基本の方針を持つております。で、それを見合ひ、それでは經濟の拡大ほどの程度のフクを考えるべきか

○阿具根登君 それでは担当の方から
数字について御説明を願いますが、た
だいま大臣が言わされました、国民所得
の伸びによつて、就業者数が四千三百
三十四万人になる一つ説明を願いた
い。それから、約十年で完全雇用が達
成できるという基礎数字をどこに置い
て、現在の失業者がどのぐらいである
か、その失業者の算定の基礎はどこへ
持つていったか、それから今後の労働
力の増加等の問題について御説明を願
います。

取していく、これがまあ日本的な意味で、における完全雇用の目標ではないかと、いうふうにまあ考えられておるわけでございます。これは国連の報告書にござりますます完全雇用政策の報告書の中で、先進国におましましては、失業率を最低にすることが完全雇用政策の目標である。最低と申しましても、もちろん摩擦的失業、たとえば、つまり病気になつたり、あるいは職が變るために、一時的に失業状態になる者がどういう社会でも残りまして、これが労働力人口の二%かそこいらあるのは、まあ摩擦的失業として完全雇用の定義に当てはまると解釈されておるわけでございます。それから、国連のその報告書では、先進国については、今のよろな、失業率を最低にするということでありますが、後進国については、非常に膨大な半失業の人口が、特に農村にござりますので、今のような定義が当てはまらないで、むしろ工業においての雇用を最大にするということを雇用政策の目標とすべきであるといふことが、うたわれておるわけでござります。日本の場合は、ちょうど先進国と後進国の経済の中間のような状態にござりますので、私どもの、現在の日本の人口なり、経済の情勢から申しまして、やはり日本の就業者の中で、そのうちの雇用されておる人間をで置くべきではないか、それが先ほど申しましたような、具体的には新規学卒業者の中で正常な雇用に転用される労働者で雇用されようとする者の完全就業と、それプラス現在の潜在失業の中でも正常な雇用に転用される労

働きをだんだん吸収していく、これがまあ完全雇用政策の日本における目標ではないかといふわけでございます。それでは、この転用される潜在失業者の数がどのくらいあるかといふ見積りでございますが、いわゆる潜在失業一千萬といふような見積りの中には、大体短時間労働者と低所得者とを含めて一千万といつておるわけでございます。ところが内容を当つてみますと、この低所得あるいは短時間労働者といふものは、その中に相当多數、家族労働者、特に主婦の労働力がござります。これは農家の主婦あるいは商店の主婦と、これは元来その家庭に占める地位からいって、短時間労働ならざるを得ない労働力でございまして、これがかりに雇用政策で職場を提供いたしましても、家庭を離れて新たにフルな就業はできない。でありますから雇用政策として考へる場合には、このよくな主婦の労働力、たとえそれは短時間労働、あるいは低所得労働でありましても、雇用政策の対象にはなり得ないんではないか。そいたしますと、そういう者を除いて参りまして、現在潜在失業といわれております中で、もし雇用機会さえあれば、正常な雇用ができる人間の数というものを、三十年度の労働力調査の付帯調査からいろいろ当つて参りますと、私どもの一応の計算では約二百二十万、これはいろいろはじき方はございますが、これを二百万ないし三百万と申し上げた方がよろしいかと思うのでございますが、かりにこの二百二十万といふものを、新規の学校卒業生の中で雇用しなければならぬ者、今の二百二十万を十年間にだんだんと均等に就業させていく、それから

マイナスの労働のリプレースと申しますが、つまり年寄りはなくなつて参りますし、隠居する者もございまして、年々労働力の中の減耗分を補てんする、これは経済で申しますれば減価償却的な労働力、これを差し引かなければならぬといんで、その残りの分が経済の拡大で吸収すべき雇用の数になるわけでございますが、それを見て参りますと、大体過去の趨勢その他実績等から検討いたしまして、年に八・五%の経済の拡大率であれば、大体十年ぐらいで今の二百二十万の転用可能の潜在失業者は吸収することができるんじないか、まあ十五年でこれをやるといたしますと、年率六・五%ぐらいの経済拡大が必要になることで、まあどこかその辺へ目標を置いて、だんだんに現在存在します潜在失業を吸収して参るというわけであります。

一方におきましてこの労働の吸収側の事情が、十年たまると急激に変化いたしまして、労働力の新たな増加が急激に減少いたします。で、ただいまから昭和四十年ごろまでが、非常にこの労働力人口の増加の激しい時期でございまして、これは戦後の死亡率が急激に低下いたしまして、年寄りが長く職場にあるということと、今から十數年前のまだ出生率の高い時分に生れた子供が成年に達しておる。この二つの原因が重なりまして、この五年ないし十年というものが、非常に急激に労働人口が増加いたす時期になつております。ただいまの政府の五ヵ年計画で、昭和二十九年から三十五年の六ヵ年間に、総人口は五・五%ふえるけれども、労働力人口は一二%ふえるという数字になっておるわけでございまし

て、こういう状況は昭和四十年以降急速に解消して参りますし、新たな労働力人口のふえが減つて参ります。これは戦後、まあ最近非常にこの出生率が低下しておることが、今後十数年後に労働力の増加の減少として現われるわけでありますし、そういたしますと先ほど大臣がお話しになりましたような経済拡大を続けて参りますれば、一方におきますこの労働供給側の事情の変化というものとにらみ合せまして、十年があるいは十二、三年かそこいらのところで、最初に申し上げましたような日本的な完全雇用といふものが、一応まあ実現され得るんではないかといふ考え方になつておるわけでござります。

新聞でも言われておりますが、さつきも言われたように摩擦的失業は三%までは先進国ではこれは許されておるのだと、認められておるのだと、常態だといふ。こういうようなことを言っておられるとするならば、わが国は現在今一%そこそこだということになる、あなたの方の資料から言えば……。そろそろと後進国であっても一%ぐらいはこれは常態であるというような考え方があるし、あなたの方の資料の中では五十六万の完全失業者があると、これは一%に満たないのだと、一%をそこそこだと、だからこれは後進国であつても、これは常態だという考え方があなたの中にいる。そうするならば十年待たないで、現在の数字を踏襲していつても、いわゆる後進国としての完全雇用は成り立てるという考え方がありはしないか。それからもう一つ、不完全雇用が一千万と言われておるし、企画庁では二百二十万だと、こういうように踏んでおられる。非常に大きな差があるわけであります。労働関係では一千万、一般労働関係の方が言われる、専門の方々が言われる数字を見ても七百から八百万ということは、これは常識的な言葉になつておる。それを経済企画庁だけが二百二十九万だと、こういうような数字を無理をしておられる。そうすれば現在これも働かなかつた者がこれが完全失業者である、少しでも働いた者はこれは不完全失業者だと、こういうことになつてしまは、数字の魔術であつて、

いかなる対策を立てても、この基礎数字を下げて、あるいは考え方が「%」や「%」の完全失業者は常態であるということになるならば全然進歩はないといふことになります。こういうことになつてくるわけです。
○政府委員(大來佐武郎君) 第一の失業率の問題でござりまするが、この摩擦的失業が先進国では「%」程度はまあ存在すると見ておられるることは事実でございます。日本の場合には、実はまだいま御指摘のございましたように、失業はこの五十六万とか六十万と言つておりますのは、總理府の労働力調査に基いておるわけでございまして、この定義が調査内の一週間に一時間も働かない、非常に嚴重な定義に基づく失業者でございまして、で、まあ實際の觀念とやや離れておる。ところが日本の場合は、実は歐米の社會と違いまして、完全に失業しておる状態から完全に就業しておる状態の間に、非常なニュアンスがございまして、たとえて言えば〇・五人前就業しているような場合、〇・三人前就業しているような場合、〇・七人前、そういういろいろな段階がございまして、どこからを失業と見るか、どこからを潜在失業と見るか、非常に議論の多い点になるわけでございます。実はあるいはお気づきかと思うのでございますが、三十二年度計画には完全失業の数字は出しておらないわけでございまして、私ども

これは統計のとり方を、もう少し根本的に検討する必要があるのじやないか。日本のような雇用の構造のもとで、失業といふものを考える場合には、もう少し別の行き方を考えなければならぬのじやないだらうかといふことを検討しておるわけでございまして、この労働力調査によります完全失業の数といふものは、この一よりも、むしろ就業の数の増加という点から見ていった方がよろしいのじやないかと思うわけでございます。それはちょうどこの就業の関係が景気の変動等によりまして、たとえば家庭の主婦の労働力が労働力になつたり、あるいは非労働力になつたり、しょっちゅう動いておりまして、非常に統計的に見ても不安定でございます。で、そういう雇用状態のもとで、失業率がたゞいまかりに六十万として一・三とか四とか、それだから完全就業ではないかということは私どもも考えておりませんので、今のような日本の雇用の構造から来る性質からいって、歐米と同じような定義で失業人口を統計上出しますと、そういう低い数字が出て参りますけれども、しかし、それは数字の上で出て参るわけでございまして、日本の場合には、もう少し幅を広く考えた方が、実態に合っているようになります。で、ただその幅のところがござります。で、たゞその幅のところがございますが、つまり潜在失業の数字には、短時間就業者及びこの低所得者を全部含めておるわけでございまして、これにはたとえ先ほどの主婦の場合とか、あるいは学生のアルバイ

トとか、その人間の立場上、どうして家計補助的な意味のその就業者もたくさんございますので、むしろ先ほどのよう年にかりに七ないし八多も経済規模が拡大して参りますれば、一般的な就業者の所得も、ほぼ大体それに比例して上つて参ります。そうすると今まで家計補助的に出ておった労働力といふものは、だんだん家庭に引っこ込んで参るわけでございます。そういう形で労働力率が下つて参ります。その点は歐米諸国でもそういう傾向が出でるわけでございまして、その点を考慮いたしまして、それからなおそれで救い得ない部分は、社会保障的なたとえば母子家族の問題とか、老齢の労働力の問題とか、これは雇用政策といふよりも、むしろ社会保障政策で考えるべき場面になるわけでございまして、雇用政策として見る限りは、先ほど申しましたような二百万ないし三百万というものが、現状において正常な雇用を与える必要のある潜在失業人口だというふうに見ておるわけでござります。

時間も仕事を見なかつた人を完全失業者だとして五十六万なり六十万出でる、その基礎が間違つておるからそ、そういうページになつてくる、これを一週間のうちにどのくらいの数字を引いてくるならば、相當な完全失業者が出てくる、こういうようになりますが、その点はいかがですか。

それから昨年の十二月の就業者総数は四千百七十七万人に總理府の統計ではなつておりますが、それは当つておるか当つてないか。企画庁としてはそれを認めておられるかどうか。それであるならば、認めておられるとするならば、三十二年度の四千三百三十三万人はどこに就業させられるのか、どううしてそんなにふえたか、その点を御説明願いたい。

○政府委員(大來佐武郎君) ただいま御指摘のありました日本におきます労働力調査の完全失業者といふものは、統計的に見ましていろいろ問題点がございまして、事務的にも私どもの方、あるいは労働省、統計局等で専門家が集まつていろいろ検討しておるのでござります。それから就業者の方の、労働力人口における就業者の方は、比較的大きな数字でございますから、その統計誤差の範囲から申しまして、比較的利用できるのじやないかといふふうに考えております。ただ、この労働力人口は月によりまして非常に変動いたしますので、十二月一ヵ月だけをとりますということも、どうかと思うのですが、ございます。たとえば昭和三十一年の、昨年の一月の労働者人口総数は三千九百五十三万になつておりますが、これが七月になりますと四千四百二十

八万、十一月には四千三百七十四万となりふうに、非常に季節によつて変動して参りますので、経済計画では年度間の平均の就業者数をとつておありますし、平均で見ます限り、経済規模が七・五%程度拡大いたしますれば、景気の変動によります程度の雇用の増加は、可能であるといふように計算しておるわけでござります。

○藤田進君 従来の資料その他の記録等を見ると、どうもあいまいとしておられますのがありますので、一、二点お伺いしておきたいと思ひますが、これは大臣の方にお答えいただきたい。鳩山内閣は、御承知のように、経済企画庁長官を中心にして五ヵ年計画を樹立して、三十一年度を初年度として、御承知だと思いますが、閣議もこれを決定いたしました五ヵ年計画ではあるが、三十一年度と三十五年度を押えて、その途中はあまり見るべき指數その他計画はなくて参つたわけですが、現内閣並びに企画庁新長官とされて、この鳩山内閣のときに策定された経済五ヵ年計画というものは、そのまま踏襲するのかどうか。これは政局そのものにも関連して、たらい回しであるとかないとか、鳩山内閣の受け継いでやるのであるから、政策に何らの変りもないというような、広範なやはり政治問題を含んでおりますが、ますこの点についてこの際明確にしておいていただきたい。

は破棄するということになるが、破棄して三十三年度から新たに五ヵ年計画を立てるんだ、こうなると、一体石橋内閣の政策といふものが、鳩山内閣にから受け継いだ経済自立五ヵ年計画というものは根底からこれをやめて、新計画を立てるようにも聞えるし、一部は字的な改訂をするにとどめる、改訂をするほどなら、ここで基準年次を改めようかといふより非常にあいまいなことだと思います。果して石橋内閣には非現実的な僕は議論だと思う。石橋さんは健康から見ても、いろいろな事情から見ても、解散を含んでいるとかいうよろしい政治論から見ても、昭和三十二年度の予算を立てながら計画のベースは三十三年度に置くといふようないしたことならば、これは鳩山内閣が三十二年以降五ヵ年計画を立てたよりもっとうべき。三十一年度予算に関連して鳩山内閣が立てたから、三十一年度だけでも経済五ヵ年計画の初年度の考慮が払われたと言えるかもしれないが、石橋内閣はそれじゃ全然長期計画のベースに乗った政策ではない。自由民主党の内閣ではあるが、全然性格は破棄するのか、これを攻撃するといふことで一応の筋はあれをレールに乗せりにも頗りなさを感じるわけで、この際過去の五ヵ年計画といふものは一切計画だから、この時点における年度別の若干の数字の修正は、これは認めざるを得ないけれども、今のお話しによると、どつちが一体中心となるのか、

私ども非常にその点が見きわめがたいわけです。さらに御答弁願います。

○國務大臣(宇田耕一君) 申し上げま

す。それは從来の計画、また計画によつて、それぞれ年度の予算編成をして参つております。従つてこの三十年度、あるいは三十一年度、三十二年度、三十三年度、それは既存の予算編成方針の裏づけをおいておられます。ただ、私の申し上げます。

おいてその性格はいつております。たゞ、私の申し上げますのは、五ヵ年計画の中において現在の日本の実情に合わないものが數点でききておるので、それをどういふうに改訂をするのが好ましいかといふことであつて、それがためには、三十一

年を基準とする五ヵ年計画といふ

では都合が悪い点がありますから、三

年を基準として五ヵ年計画を作つて、それで実情に合わせ改訂を行なへ

ます。ただ申しておるわけでござ

ります。

○藤田進君 まあ、宇田さんはどの人が私は今の中長期計画の性格ですね、計画といふものはあまり出過ぎてもいかぬが、やはり足りなくていいから、あなたに前内閣の責任まで負えとは言わんけれども、少くとも自由民主党の内閣であり、政権の授受のいきさつから見ても、以前の御主張といふものは政策その他一切變りはないのだ、健康で引いたあとを引き継いだとおしゃつておるわけです。それはそれと

して、今のお話だけを見ても、改訂を

するというあなたは言葉を終始とられ

ておるわけです。三十一年度を初年度

とする経済自立五ヵ年計画には、実情

よつて、それぞれ年度の予算編成をして参つております。従つてこの三十年

度、あるいは三十一年度、三十二年度、三十三年度、それは既存の予算編成方針の裏づけを

なした計画大綱といふものは、比率に

おいてその性格はいつております。

たゞ、私の申し上げますのは、五ヵ年計画の中において現在の日本の実情に合わないものが數点でき

きておるので、それをどういふうに改訂をするのが好ましいかといふこと

と、それがためには、三十一

年を基準として五ヵ年計画といふ

では都合が悪い点がありますから、三

年を基準として五ヵ年計画を作つて、それで実情に合わせ改訂を行なへ

ます。ただ申しておるわけでござ

ります。

○藤田進君 まあ、宇田さんはどの人が私は今の中長期計画の性格ですね、計

画といふものはあまり出過ぎてもいか

ぬが、やはり足りなくていいから、あなたに次別に投資経済を計画性を持たせて發展せしめようといふのが、

五ヵ年計画の中心だと思

して、今のお話だけを見ても、改訂を

するというあなたは言葉を終始とられ

ておるわけです。三十一年度を初年度

とする経済自立五ヵ年計画には、実情

よつて、それぞれ年度の予算編成をして参つております。従つてこの三十年

度、あるいは三十一年度、三十二年度、三十三年度、それは既存の予算編成方針の裏づけを

なした計画大綱といふものは、比率に

おいてその性格はいつております。

たゞ、私の申し上げますのは、五ヵ年計画の中において現在の日本の実情に合わないものが數点でき

きておるので、それをどういふうに改訂をするのが好ましいかといふこと

と、それがためには、三十一

年を基準として五ヵ年計画といふ

では都合が悪い点がありますから、三

年を基準として五ヵ年計画を作つて、それで実情に合わせ改訂を行なへ

ます。ただ申しておるわけでござ

ります。

○藤田進君 まあ、宇田さんはどの人が私は今の中長期計画の性格ですね、計

画といふものはあまり出過ぎてもいか

ぬが、やはり足りなくていいから、あなたに次別に投資経済を計画性を持たせて發展せしめようといふのが、

五ヵ年計画の中心だと思

して、今のお話だけを見ても、改訂を

するというあなたは言葉を終始とられ

ておるわけです。三十一年度を初年度

とする経済自立五ヵ年計画には、実情

よつて、それぞれ年度の予算編成をして参つております。従つてこの三十年

度、あるいは三十一年度、三十二年度、三十三年度、それは既存の予算編成方針の裏づけを

なした計画大綱といふものは、比率に

おいてその性格はいつおります。

たゞ、私の申し上げますのは、五ヵ年計画の中において現在の日本の実情に合わないものが數点でき

きておるので、それをどういふうに改訂をするのが好ましいかといふこと

と、それがためには、三十一

年を基準として五ヵ年計画といふ

では都合が悪い点がありますから、三

年を基準として五ヵ年計画を作つて、それで実情に合わせ改訂を行なへ

ます。ただ申しておるわけでござ

ります。

○藤田進君 私が今触れたように、經

雇用なり、經濟の發展度合なり、非常

な自信を持つてやられたわけですが、

内閣が変わったといつながら、ここに

変化をいたしております。中共の五ヵ年計画にいたしましても、ただいまわ

はその他の財政投融資についても重点

配分をする、こう言われているんだか

ら、好ましいものとすれば、三十二年

度はその数字の改訂においておやりに

おこなつて、五ヵ年計画はそれを四ヵ年で

修正をする、つまり改訂をするの

だ、長期計画といふものは初年度の三

十一年度やつたら三十一年度どうもま

くいかぬ、來年三十二年度から五年を

修正をするといつて、こうしたと

ころで、五ヵ年計画といふものは、これは流

れる限りは何にもない、三十三年度か

らといらしか開こえないのです。簡単

に言えども、三十一年度を初年度とす

る限りは何にもない、三十三年度か

らといらしか開こえないのです。簡単

に言えども、三十一年度を初年度とす

る限り何にもない、三十三年度か

らといらしか開こえないのです。簡単

○國務大臣(宇田耕一君) それでは、技術的な面がありますから、それは政府委員から申し上げますが、たとえば、最初持つておりました六ヵ年計画と申しますが、三十一年から五年までの経済計画の基本線は、伸び率を五%に盛つておつたはずであります。五%の伸びを期待しておりますだけれども、実際の国際環境、国民の経済に対する活動力等から見まして、五%の伸びではなく、自分たちは、もっと大きいや伸びを期待し得る国民経済力がある、そういうことが最近非常に明瞭に出てきたと思います。従つて、経済の伸び率を基本的に考え方を直さなきゃならない、こういうところへぶつかっております。それで、伸び率を考慮をかけてみると、五ヵ年単位にして、ただいま申し上げました五%ではない伸び率の場合の国民の成長に対する期待というものは、新しい五年のワクでもう一ペん見直してみたらどうか、こういうことになつておるわけです。で、技術的なことがありますから、政府委員から申し上げます。

うのは、これは大臣の所管せられるべき事項です。事務当局に支配されておられるようなことじや……。

○國務大臣(宇田耕一君)　申し上げまつす。伸び率が變ってきた場合に、われわれは、新しい計画をここに持つのが、国民経済と財政経済とを見合はす場合に適当である。予算の裏づけとしての経済大綱を自分たちが考える場合に、伸び率の変更を必要とする場合には、それに見合う五ヵ年のワクをもとに基く経済計画大綱をもつて予算の裏づけにするのが適当である、こう考ふるんです。

○藤田進君　それならば、年次別に修正され、結局五ヵ年計画は、三ヵ年ないし四ヵ年で計画通りはいく。そうすると、あとを新年度計画として、五ヵ年なり六ヵ年を策定される。これはこうなんですよ。ところが、あなたのたのむつしやるのは、三十一年度を初年度としたやつは、どうも合わぬようになったから、三十三年度からあと五ヵ年を作るんだ。これは、これ以上申しあげてもあれだから、一つ研究しておいて下さい、時間がないから。

○委員長(松澤兼人君)　ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君)　速記をつけた。

○阿部竹松君　宇田国務大臣が大臣になられたときに、原子力の問題について相当勇ましいアドバルーンを上げて、何年後には、何十万キロ出すといふようなことが新聞に出でおりました。まあしかし、あれは新聞の間違いだつたか、あれがほんとうでの通りだつたか、あれがほんとうであの通り

いくものかどうかは別として、現在の計画でいきますと、大体何年後に市電に発電された電気が売り出され、大体コストが一キロどのくらいにつくと、いう想定で出発されておるか、ますますその点をお伺いしたいと思うのですがね。

○國務大臣(宇田新一君) 原子力發電につきましては、先ほどの御質問もございましたけれども、原子力委員会といつたしましては、石川調査団の報告を基礎としてそらして次の段階を考えるべきである、こういう結論を持っておりまます。それで、原子力委員会に対する石川報告は、先ほども申し上げますよろしくに、コルダーホール・タイプを購入するものが最も日本に適したものであると思われます。それについてはもう一度調査団を送つて、そらして疑問点をたゞぎます。それがある、それをなるべく早く派遣すべきである、こういうことです。それで、自分たちとしては、今年の少くとも六月には調査団を新たに編成をして送り出したい、こういうことを原子力委員会では話し合つております。それは少くともコルダーホール・タイプの十万キロないし十五万キロ程度のものを一基は買ひ付けるべきであるという前提で話をしたらどうか、こういうことであります。ただいまのところ、われわれは発電用の動力炉を何キロのものをいつ買うかということの具体的な数字はありません。調査団を派遣して、それの帰るのを待つて、そちらで決定を急ぎたいという希望を持つつておると、こういう程度でございます。

○阿部竹松君 そうなると、とにかく朝日、読売から始まつて委員長の抱負は何年後にこれこれのキロ数が出る

発表されたはずなんです。しかし、ここではそれよりずっと後退して、これから何を買ってどうするかわからんといふようなことで、話が非常にあとであります。イギリスでは二円五十銭かかる。しかし、今の発電炉でいくと、大体二十円五十銭で、アメリカでは原子力を電気を起しても、コストが現在の方が安いからあまりやらない、イギリスのことはコストが引き合うちから、大いに研究してやつておるのだということが、ギリスがずっと進んだ原因なんです。従つて、日本が現在これだけ予算を使つて炉を持ってきてどうなるかといふ全然見通しなくてやつておるといふことは、大臣、その点どうなんですか。
○國務大臣(宇田耕一君) それは、この間一月末にウエッヂウッドのゴルスと、いろいろ人がインドの国産炉の開炉式に行つた帰りに寄つたときの話で、キロワット当たり三円五銭ないし六銭だと、こういうのです。それから所要資金は三千五百万ドルと、こういうのです。三千五百万ドルに対して、そのときには二十カ年と言つたのですが、二十カ年賦でもつて、金利五分で、そして所要資金の八〇%を金融機関に支払う条件が長期であるということになりました。それで発電コストについては、金利は非常な大きなウェイトが来るし、また、見は聞いておきました。技術的に申しますと、炉そのものに危険はないのでも、これはコストに非常な影響のあるものですから、その点は、向こうの章

れいさじゆうせんの電力炉を用ひて、その運転費は、年間の電力料金の約半分を占めます。したがって、この問題は、日本の電力政策に大きな影響を及ぼすものと見なされています。

うだといふような話しあつたわけですね。そういうわけでこの話は非常に日本の国内へ持ってきて日本の生産技術、生产能力という面は全面的に使つにしたい。それに必要な金融は自分たちのところへ八〇%までの条件で考慮するがどうだということでした。それは自分たちとしては好ましいことだけれども、ミッショソを送つてみなれば、あなたの口先だけではわからぬい。青写真はあるのかと聞いてみたら、青写真は十二月末に作業を終つて仕上げてあるからいつでも送りますと言ふ。それではアメリカの各メーカーのところにわれわれはそういうことがほんとうなら、ぜひミッショソを送りたいと思つておるのだと、こう言つておいたのです。日本の発電はどれくらいい希望団があるのかと申しますから、日本は経済企画庁でエネルギー対策は立てておるのだが、ただいまの三十一年から三十五年までを考えておる五カ年計画の中では、発電は八百四十万キロワットで、その中で火力は四百八十万キロになつており、水力が三百六十万キロになつておつて、これはどうしても三十五年度中に発電をしなければならない数字であつて、希望数字ではない。これは三十五年度中に必ず送電をやるの開始しなければならないものが、現在のわれわれの負担になつておる計画の数字は八百四十万キロワットだ。従つてその中の四百八十万が火力である。火力を石炭でやるのか、重油でやるのか、どちらかでわれわれは解決しなければならぬところに突き当つておる。また、水力の中の三百六十万キロの計

画の中にも、補償制度その他に関係するものであるとは見通しがつかないものであります。燃料の石炭対策とか重油対策から見て、どうしてもこれはコストの安い燃料を考えなければならない。そのときに、最大限、君の国はどういうふうに希望の数字を持つのだと言うから、それはやはりもし可能だつたら、少くとも三百万キロくらいのものは肩がちりがきたら、非常に日本としては助かる、こういふ話をしたのです。そのあとで記者会見のときにもそういうふうな意味のことは申したのです。しかし、僕らの一番心配することは、燃料問題です。炉はできるかもしらぬが、炉に入れる燃料をどうするかというと、ついても、われわれは自信がないのだと言つたら、彼は濃縮ウラン二五四千キログラムを国際原子力機構の中に渡す、国際原子力機構は今明年中に仕上るといふところにまだ運びがないかもしれない。それなら国連機構を通じて濃縮ウラン二万四千キログラムは、これを分けることがめしに国連の機構の未完成のためにうまくいかない場合には、それまでの過渡的措置としては一般協定を結んで、その協定の条件下において日本がもし炉を持てば、燃料は補給しようじゃないかとこらへどことであります。一〇〇%の濃縮ウランは御承知の通り石炭一トンに対して三百三十九万倍のエネルギーがあるといふわれておりますから、日本の石炭をただいま三十五年の数字を見てみると約千七百万、石炭に換算するとかなり膨大な数字があります。われながらどうしても輸入によつて求めていかなければならぬ石炭ないし重油の量

といふのは、昭和二十五年にはとても
これは大へんな数字になつております。
従つてもし今の二万四千キログラム
の濃縮ウラン一〇〇%のものであつ
たならば、それを石炭に換算しました
ら七千万トン強といふに私は思ひ
ます。二十四トンの濃縮ウランがあ
れば石炭にして約七千万トンに匹敵
する。二十四トンのものを持ち運ぶの
に、船のケースや何を要るでしょうか
れども、二十四トンのものを持ち運ん
できた場合に、それが七千万トンの石
炭に匹敵する力があるという場合に、
自分たちのように外国からたくさん
の船に積んでそりとしてボリュームの大き
いものを運んでこなければならぬ運命
を持つておる。たとえは鉄鋼でもそ
であります。そういうふうなこれから
ぐつと伸びが広くなつていくところの
ボリュームのある、かさばるところの
資源を海外から求めてこなければなら
ぬというもののなかで、もし石炭と重油
だけでもこれがほかのものに置きかえ
るチャンスがあつたら、これは国民經
済にとって非常に重要な問題で、港
湾政策あるいは海運政策、造船計画あ
るいはタンカー・ポートの製造計画、
全面的に一つの新しい経済条件がプラ
スされるものだ、こういうふうに思ひ
ます。従つてアメリカが二万四千キロ
グラムの濃縮ウランをほんとうにどう
いう協定のもとにくれるのか、あるいは
はイギリスが原鉱石のウラン鉱をどこ
からか日本に何ぼか相当まとまって
送つてくれるのか、そういうことにつ
いては、これから積極的に打診と交渉
をいたさなければならぬと私は思つて
おります。そういう点についても十分
な確信ができましたときには、私は原

子力発電は進めるべきだと思っておりました。そのときに彼はこう言つておきました。先ほどもあなたがおつしやつたと思うのですけれども、アメリカは何といったところで油は国の中に豊富にあるのだ、それで発電コストについては油と比較して考えた場合、フレイトは全然要らない。その場で発電できる条件を持つておる。従つテキサスや何かに持つていて原子力発電を考へても、そういうものは話題にならない。君の国は違う。発電条件は何でもきないじやないか、水力だって限界点に来ておるじやないか、こういう話です。お互いの内輪話ではないけれども、原子力発電は一ぺん始めるときの負荷がそのままロードが落ちませんから、そうすると深夜でも一律はどうするかと聞いてみましたが、どうに発電を進めていかなければならぬ。そういうときに、そのときにはわれわれが考えておつたよにもう一度ポンピング・アップして……。(阿部竹松君)大臣、大臣」と述べる。それでわれわれが考へておつたことをもう一ぺん明快にした方がいいと思うのですね。原子力発電によつて負荷に余力ができる場合には、深夜作業でポンピング・アップして水を逆に入れただ方がいいじやないか、そして原子弹力発電のビーグの足りないときには、ポンピング・アップした水で再びアジャストする方法をとることが好ましい場合があるじやないか。従つてそういう一連のエネルギーの対策というものは一緒に考えたらどうか、ミッションを送つてほしい、こういうことでしめた。それで三百万キロの話題はそういう

うところがあつたわけですが、できるから、おれたちはやるんだということでは全然ありません。それはよくあのときの記事を私は全部読んでおりませんが、記事の中には的確な記事もたくさんあつたと思います。

○阿部竹松君 私は宇田国務大臣から、高等学校の生徒にお話をされるような原子力のお話を聞いているのですが、ありません。私の質問が悪かったから、御答弁がやりにくかったのです。うけれども、私のお聞きしているのは、簡単なんですよ。大体こういり計画で入つて昭和三十五年になるか三十九年になるかわかりませんけれども、それまでこれでいけば大体五万キロの炉ができる、それで大体市場にどれだけ出して、コストは大体何錢何厘まではわからぬでも、二円五十錢になるか三円五十錢になりますかといふくらい想定はあらゆる会社でやつっているのです。東京電力、北海道電力、関西電力にしてもですよ。従つてこの一番縦元綿のあなたがおわかりにならぬはずはないと思つた。アメリカから原子炉を買つてきても、ちゃんとウラン原鉱がついてきて、そして日本に据えつけたら幾らになる。イギリスから買つた場合でも大体想定がつくのです。それをお聞きしたかったのに、あなたが大風呂敷を広げてしまつて、高等学校の生徒に原子力のお話ををするような講義で……。まことに恐縮なんですが、自分の力でやつている。しかしこういふのでは、日本人の欠点かもしれないけれども、研究所を各社ばらばらでや

ると金額が多くかかる割合にその効果が少い。こういう点について長官のところで一本にまとめて御研究なさると
いう御構想はないのですか。

○国務大臣(宇田耕一君) 原子力をどう管理するかの問題は、これは非常に重要な問題と思っております。それで国家資金を莫大に投する場合、あるいは

いまして八億円本年度入ればおしま
いというのではなくて、総額は相当の
金額になると思います。相当の金額の
計画にいたしております。それの第三
年目に当つて、もっぱら遅音速風洞と
いまして、音速前後の速度で動く風
洞を建設するという年度に当つております。

○委員長(松澤兼人君) 本日は電気対
館との関係でございますが、まだはつきり申し上げる段階ではないかと思ひますが、十分連絡をとつて、情報活動の資料の提供は、国会図書館が協力して下さるということに相なると予想しております。

明治の書

維持及び向上を図り、もつて輸出貿易の健全な発達に寄与することを目的とする。

第二条 主務大臣は、品質（包装条件を含む。以下同じ。）の維持又は

向上を図ることが特に必要である。貨物であつて、政令で定める品目に属するもの（以下「指定貨物」という）について、主務省令で、その品質の検査の基準を定めなければならない。

2 主務大臣は、指定貨物の特定の地域における声価を維持するため必要なところに之を定め、主務

（金査）
省令で、その品目及び地域を定めて、前項の主務省令で定める基準より高い基準を定めることができ
る。

第三条

輸出検査法案

二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

卷一

第二章 檢查（第二条—第十三条）
第三章 指定検査機関（第十四条）
第二十九条

第四章 輸出檢查審議會（第三

第三十七条

第五章 雜則（第三十八條—第四十

第六章 諸則（第四十三條—第五十
六條）

第六章 醫學 (第四十至第五十一)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、輸出検査を行

うことによって、輸出品の価値の

品目に属する指定貨物（第十条第

政令で定める品目に属するものは、その設計及び製造中の品

から、官房長から……。
府委員(原田久君) 初めに航空技術研究所のことを申し上げますが、航
空研究所は六カ年計画で昭和三十
年度が第三カ年目でござります。從

○政府委員(原田久君) いはついているのですね。
刻探鉄費三億円見当と申しましたが、
正確に申し上げますと、二億三千六
一万四千円でござります。それから情

附則

(目的) 第一章 総則

2 輸出してはならない。
品目に属する指定貨物（第十一条第一項の主務省令で定める表示を附されたもの）でなければ、輸出を受ける同項に規定する検査を受けなければ、

2 検査の実施方法
2-1 設計の検査及び製造中の検査を行なわなければ前条の検査を適確に行なうことができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、その設計及び製造中の品

質が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行う検査に合格したものでなければ、同条の検査を受けることができない。

(包装条件の検査)

第五条 包装条件について特別の検査を行わなければ品質の維持を図ることができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、第三条の検査を受けた後その包装条件が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める区分に従い政府機関又は主務大臣が指定した者の行う検査を受けた後その包装条件が主務省令で定める基準に適合していなければ、輸出してはならない。

(合格)

第六条 前三条の検査(以下「輸出検査」という。)においては、その指定貨物若しくは第四条第一項の政令で定める材料の品質、同条第二項の政令で定める品目に属する指定貨物若しくは製造中の品質又は前条の政令で定める品目に属する指定貨物の包装条件がそれ以前に掲げる基準に適合しているときは、合格とする。

(合格の表示)

第七条 政府機関又は第三条第一項、第四条若しくは第五条の規定により主務大臣が指定した者(以下「指定検査機関」という。)は、主務省令で定める方法により、第三条の検査に合格した指定貨物若し

くはその包装、第四条第一項の検査に合格した材料又は第五条の検査を行わなければ品質の維持を図ることができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、第三条の検査を受けた後その包装条件が主務省令で定める基準に適合しているかどうかについて主務省令で定める特別の検査を行わなければ品質の維持を図ることができない指定貨物であつて、政令で定める品目に属するものは、第三条の検査を受けた後その包装条件が主務省令で定める基準に適合していなければ、輸出してはならない。

(等級の表示)

第八条 主務大臣は、品質を識別するため特に必要がある指定貨物について、主務省令で、その品目並びにその品質を識別するための等級及びその基準を定めることができる。

2 政府機関又は指定検査機関は、前項の主務省令で定める品目に属する指定貨物が第三条の検査に合格したときは、その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める方法により、同項の主務省令で定める品目に属するときは、その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める方法により、前項の主務省令で定める基準による等級の表示を附さなければならぬ。

(合格)

第六条 前三条の検査(以下「輸出検査」という。)においては、その指定貨物若しくは第四条第一項の政令で定める材料の品質、同条第二

(封)

第三条の規定により等級指定貨物に前項の規定により等級の表示を附したときは、その等級の表示をもつて前条に規定する検査に合格した旨の表示とみなす。

(封)

第六条 前三条の規定により等級指定貨物に前項の規定により等級の表示を附したときは、その等級の表示をもつて前条に規定する検査に合格した旨の表示とみなす。

(適用除外)

第九条 政府機関又は指定検査機関は、主務省令で定める品目に属する指定貨物又はその包装に第七条の規定により表示を附したときは、その表示を認められる場合において、主務大臣が許可したとき。

(封)

二 本邦にある外国公館が送付する指定貨物を輸出するとき、その包装に封を施さなければならぬ。

封を施してないものは、輸出してはならない。ただし、政府機関が主務省令で定める方法により同項の封に代るべき封を施したものをお輸出するとき、その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

(検査の特例)

第十一条 指定貨物のうち、政府機関又は指定検査機関がその品質の検査を行わなければ品質の維持又は向上を図ることができないと認められる貨物以外の貨物であつて、主務省令で定める品目に属するものは、主務省令で定める方法により、同項の主務省令で定める品目に属するときは、その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める品目に属するときは、その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める方法により、同項の主務省令で定める品目に属するときは、その表示を附さなければならない。

(封)

二 第二条第二項の主務省令で定める品目に属する指定貨物であつて、前項の主務省令で定める品目に属するものは、主務省令で定める方法により、その品質が第二条第二項の主務省令で定める基準に適合している旨、その表示を附す

(封)

二 第二条第二項の主務省令で定める品目に属する指定貨物であつて、前項の主務省令で定める品目に属するものは、主務省令で定める方法により、その品質が第二条第二項の主務省令で定める基準に適合している旨、その表示を附す

る。二 前項の主務省令で定める品目に属する指定貨物であつて、同項の主務省令で定める方法により、第五条の規定により主務大臣が定める期間を経過しないものに限る)を附すたるものでなければ、第二条第二項

の主務省令で定める地域に輸出してもならない。

第十二条 第十条の規定により指定貨物に表示を附する者は、その指定貨物が第八条第一項の主務省令で定める品目に属するときは、その指定貨物又はその包装に、主務省令で定める品目に属するときは、その表示を附さなければならない。

(封)

二 第二十八条第一項の規定により指定を取り消され、取消の日から一年を経過しない者

一 この法律又は外国税務及び国際貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)若しくは輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることとなくなつた日から一年を経過しない者

(欠格事由)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定を受けることができる。一 この法律又は外國税務及び国際貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)若しくは輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることとなくなつた日から一年を経過しない者

(指定期準)

第十六条 主務大臣は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定の申請者が次の各号に適合していると認めめたときでなければ、その指定をしそはならない。

(指定期準)

二 主務省令で定める機械器具その他の設備を用いて輸出検査を行ふものである。

(指定期準)

三 他の知識経験を有する者が輸出検査を実施し、その数が主務大臣が定める数以上であること。

第十四条 第三条第一項、第四条又は第五条の指定は、主務省令で定

三 輸出検査を行ふため主務省令で定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が輸出検査の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 輸出検査の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行ふことによつて輸出検査の運営が不公正になるおそれがないものであること。

六 輸出検査の運営を適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有するものであること。

七 その指定をすることによつて申請に係る指定貨物の輸出検査の能力が著しく過剰とならないこと。

(指定の公示)

第十七条 主務大臣は、第三条第一項、第四条又は第五条の指定をしたときは、その指定検査機関の名称、住所、輸出検査のばん分及び輸出検査を行う事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

(検査の義務)

第十八条 指定検査機関は、輸出検査を行ふべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、輸出検査を行わなければならぬ。指定検査機関は、輸出検査を行ふべきことを規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者に輸出検査を実施させなければならぬ。

2 指定検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 過後三月以内に、その事業年度の

(事業所の変更)

第十九条 指定検査機関は、輸出検査を行ふ事業所の所在地を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

2 (業務規程)

第二十条 指定検査機関は、輸出検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

も、同様とする。

2 前項の業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第二項の認可をした業務規程が輸出検査の公正な運営上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休止)

第二十一条 指定検査機関は、主務大臣の認可を受けなければ、輸出検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(事業計画等)

第二十二条 指定検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 指定検査機関は、毎事業年度の

事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 (役員等の選任及び解任)

第二十三条 指定検査機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じなければならない。

2 (解任命令)

第二十四条 主務大臣は、指定検査機関の役員又は輸出検査員がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は輸出検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(輸出検査員の登録)

第二十五条 主務省に輸出検査員登録簿を備え、輸出検査員に關する事項を登録する。

2 前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、主務省令で定める。

(罰則の適用)

第二十六条 輸出検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員を備え、輸出検査に關し主務省令で定める事項を記載しなければならない。

2 第四章 輸出検査審議会

(帳簿の記載)

第二十九条 指定検査機関は、帳簿を備え、輸出検査に關し主務省令で定める事項を記載しなければならない。

2 (部会)

第三十条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

2 (任期)

第三十四条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

2 (勤務)

第三十五条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

2 (部会)

第三十六条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

2 (設置)

第三十七条 通商産業省に、輸出検査審議会を置く。

2 (権限)

第三十八条 輸出検査審議会(以下

までに適合しなかつたと認めるときは、その指定検査機関に対する措置をとるべきことを命ずることができる。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

2 (組織)

第三十二条 審議会は、委員六十人以内で組織する。

2 (審議会)

審議会は、関係各大臣の諸間に応じ、輸出検査に関する重要な事項を調査審議する。

2 (審議会)

審議会に、専門委員を置くことができる。

2 (審議会)

「審議会」といは、関係各大臣の諸間に応じ、輸出検査に関する重要な事項を調査審議する。

2 (審議会)

審議会に、専門委員を置くことができる。

第五十二条 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十七条、第四十八条又は第五十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第四章及び第三十八条並びに附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(輸出品取締法の廢止)

第二条 輸出品取締法(昭和二十三年法律第百五十三号。以下「旧法」という。)は、廢止する。

(経過的措置)
第三条 この法律(以下「新法」といいう。)の施行の際現に旧法第四条第一項の規定により指定されている品目(同条第二項の規定により指定されているものを除く。)に属する指定貨物であつて、新法の施行前に政府機関又は旧法第七条の二第一項の登録を受けた者が同項の規定による表示を附したもののは、新法の施行の日から起算して三月間は、新法第三条第一項の規定にかかるわらず、輸出することを妨げない。

第四条 新法の施行の際現に旧法第七条の二第一項又は第二項の登録を受けている者は、新法の施行の日から起算して一月間は、それぞれ新法第三条第一項又は第五条の規定を受けた者とみなす。その者

がその期間内に新法第三条第一項又は第五条の指定の申請をした場合において、その申請について指令又は指定の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により新法第三条第一項又は第五条の指定を受けた者とみなされた者が新法の施行前に旧法第七条の七第四項の規定により認可を受けた表示の業務に関する規程は、新法第二十条第一項の認可を受けた業務規程とみなす。

3 第一条の規定により新法第三条第一項又は第五条の指定を受けた者とみなされた者の新法の施行の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算については、新法第二十二条第一項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」ととする。

第五条 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ從前の例による。

第六条 前三条に定めるもののかか、新法の施行に關し必要な経過的措置は、政令で定める。

(大蔵省設置法の一部改正)
第七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中「輸出品取締法(昭和二十三年法律第百五十五号)」を「輸出検査法(昭和三十二年法律第百五十一号)」の一部を次のように改正する。

第八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十三号を次のように改める。
第二十五条第一項の表中

三十三 輸出検査法(昭和三十一年法律第 号)の定める

例となる品目を定めること。

第九条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に關する重要事項を調査審議すること。

第十五条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第十六条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第十七条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第十八条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第十九条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第二十条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第二十一条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第二十二条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第二十三条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第二十四条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第二十五条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第二十六条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第二十七条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第二十八条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第二十九条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第三十条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第三十一条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第三十二条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第三十三条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第三十四条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第三十五条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第三十六条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第三十七条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第三十八条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第三十九条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第四十条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第四十一条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第四十二条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第四十三条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第四十四条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第四十五条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第四十六条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第四十七条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第四十八条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第四十九条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第五十条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第五十一条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第五十二条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第五十三条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第五十四条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第五十五条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第五十六条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第五十七条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第五十八条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第五十九条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第六十条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第六十一条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第六十二条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第六十三条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第六十四条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第六十五条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第六十六条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第六十七条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第六十八条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第六十九条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第七十条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第七十一条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第七十二条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第七十三条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第七十四条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第七十五条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第七十六条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第七十七条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第七十八条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第七十九条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第八十条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第八十一条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第八十二条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第八十三条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第八十四条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第八十五条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第八十六条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第八十七条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第八十八条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第八十九条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第九十条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第九十一条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第九十二条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第九十三条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第九十四条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第九十五条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第九十六条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第九十七条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第九十八条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第九十九条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第一百条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第一百一十一条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第一百一十二条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第一百一十三条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第一百一十四条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第一百一十五条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第一百一十六条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第一百一十七条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第一百一十八条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。

第一百一十九条 第二十五条第一項の表中

輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。